

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年6月24日(2024.6.24)

【国際公開番号】WO2022/008901

【公表番号】特表2023-538216(P2023-538216A)

【公表日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-169

【出願番号】特願2023-500302(P2023-500302)

【国際特許分類】

C 07 D 207/09(2006.01)

A 6 1 P 1/08(2006.01)

A 6 1 K 31/40(2006.01)

A 6 1 K 45/00(2006.01)

A 6 1 K 31/573(2006.01)

A 6 1 P 43/00(2006.01)

A 6 1 K 31/4178(2006.01)

A 6 1 K 31/439(2006.01)

A 6 1 K 31/473(2006.01)

A 6 1 K 31/5377(2006.01)

A 6 1 K 31/496(2006.01)

A 6 1 K 31/438(2006.01)

10

20

30

40

50

【F I】

C 07 D 207/09

A 6 1 P 1/08

A 6 1 K 31/40

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/573

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 31/4178

A 6 1 K 31/439

A 6 1 K 31/473

A 6 1 K 31/5377

A 6 1 K 31/496

A 6 1 K 31/438

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月14日(2024.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒト患者の術後悪心及び/又は嘔吐の療法に使用するための、アミスルブリドを含む医薬であって、前記患者は、

a)3.0以上のBMIを有し、且つ/又は

b)肥満外科手術患者である、医薬。

【請求項2】

前記患者は、35以上のBMIを有する、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

前記療法は、予防である、請求項1又は2に記載の医薬。

【請求項4】

前記患者は、肥満外科手術を受けた、請求項1又は2に記載の医薬。

【請求項5】

前記療法は治療である、請求項1又は2又は4に記載の医薬。

【請求項6】

前記療法は救援治療である、請求項5に記載の医薬。

【請求項7】

前記患者は、術後恶心及び/又は嘔吐の予防薬を既に投与されている、請求項1乃至6の何れか1項に記載の医薬。

10

【請求項8】

前記予防薬は、アミスルプリドではない、請求項7記載の医薬。

【請求項9】

前記予防薬は、ドパミン-2(D<sub>2</sub>)拮抗薬ではない、請求項7又は請求項8記載の医薬。

【請求項10】

前記予防薬は、5HT<sub>3</sub>拮抗薬、コルチコステロイド、抗ヒスタミン剤(H<sub>1</sub>)、抗コリン作用薬、H<sub>2</sub>拮抗薬、又はNK<sub>1</sub>拮抗薬から選択される制吐剤である、請求項7乃至9の何れか1項に記載の医薬。

20

【請求項11】

前記アミスルプリドは、他の制吐剤と組み合わせて、個別に、連続して、又は同時に投与される、請求項1乃至10の何れかに記載の医薬。

【請求項12】

前記他の制吐剤は、5HT<sub>3</sub>拮抗薬、NK<sub>1</sub>拮抗薬、又はステロイドである、請求項11記載の医薬。

【請求項13】

前記他の制吐剤は、デキサメタゾン、オンダンセトロン、グラニセトロン、パロノセトロン、アプレピタント、ネツピタント、又はロラピタントである、請求項11又は請求項12記載の医薬。

30

【請求項14】

前記アミスルプリドは、実質的にラセミ体の形態である、請求項1乃至13の何れか1項に記載の医薬。

【請求項15】

前記アミスルプリドは、実質的に(R+)エナンチオマーを含まない、(S-)アミスルプリドの形態である、請求項1乃至14の何れか1項に記載の医薬。

【請求項16】

前記アミスルプリドは、静脈内経路を介して投与される、請求項1乃至15の何れか1項に記載の医薬。

【請求項17】

前記アミスルプリドは、1~2分に亘り、静脈(IV)注射により投与される、請求項1乃至16の何れか1項に記載の医薬。

40

【請求項18】

前記アミスルプリドは、単回用量により投与される、請求項1乃至17の何れか1項に記載の医薬。

【請求項19】

前記アミスルプリドは、麻酔導入時に投与される、請求項1乃至18の何れか1項に記載の医薬。

【請求項20】

アミスルプリドの前記用量は、5乃至15mgである、請求項1乃至19の何れか1項に記

50

載の医薬。

【請求項 2 1】

アミスルプリドの前記用量は、7.5 乃至 15 mgである、請求項1乃至20の何れか1項に記載の医薬。

【請求項 2 2】

アミスルプリドの前記用量は、9.0 mg 乃至 11.0 mgである、請求項1乃至20の何れか1項に記載の医薬。

【請求項 2 3】

アミスルプリドの前記用量は、4.5 mg 乃至 5.5 mgである、請求項1乃至20の何れか1項に記載の医薬。

10

20

30

40

50